

第8回 都市自治制度研究会 議事概要

日 時：平成28年2月5日（金） 13:00～15:00

開催場所：日本都市センター会館7階 704会議室

出席者：横道清孝 座長（政策研究大学院大学）、大杉覚 座長代理（首都大学東京）、金井利之 委員（東京大学）、斎藤誠 委員（東京大学）、金子義幸 委員（上田市）、大谷基道 専門委員（名古屋商科大学）、鈴木潔 専門委員（専修大学）、石川室長、加藤研究員、三浦研究員（日本都市センター）

議事要旨：現地調査結果について意見を交わした。
報告書の骨子について意見を交わした。

1 現地調査結果について

(1) 広島県福山市（備後圏域連携中枢都市圏）

- ・ 工特廃止後も引き続き都市圏としての圏域づくりを進めること、及び人口減少社会を見すえ、首長間で共通の行政課題を議論することを目的として、前身である備後圏域連携協議会が2011年に設立された。同協議会では、こども発達支援センターの共同運営のほか、広域観光や第一次産業の活性化、災害時の相互応援協定の締結を進めてきた。
- ・ 協議会では行政同士の連携が中心だった一方、連携中枢都市圏では、産学官、さらには金融機関との連携が強調されたことから、モデル事業に応募し、連携協約制度に取り組むこととなった。加えて、1対1で連携協約を締結することができる点、及び構成市町の役割を協約内で明記する点にメリットがあると考えられる。
- ・ 今後の方向性としては、圏域経済の活性化に力を入れるとともに、連携協約に限られない広域連携の形として、他の連携中枢都市圏との連携や南海トラフ地震に備えた防災対策を推進したいと考えている。

(2) 鳥取県日野振興センター（連携協約）

- ・ 2000年に起きた鳥取県西部地震を契機として、鳥取県及び日野郡3町が、2002年に日野郡郡民行政参画推進会議を、2010年に鳥取県日野地区連携共同協議会を設置したが、更なる機能拡充を図っていくために連携協約の締結に至った。道路の除雪作業の委託や有害鳥獣被害対策を行っている。
- ・ 別組織の新設が不要であることから、より機動的かつ効率的な組織運営が可能であるとともに、様々な行政課題について柔軟に議論しやすい点で、連携協約制度のメリットがあると考えられる。一方で、1対1の形式で連携協約を締結するため、制度上は3町間に直接的なつながりが見えにくくなってしまう可能性があるため、連携協約において文言上の工夫を行っている。
- ・ 年1回程度の首長4人による連携会議及び年3回程度の副町長・センター所長会議を除いては、関係者会議はテーマや構成メンバー、開催頻度を具体的に定めず、柔軟な組織運営をめざしている。
- ・ 今後の方向性としては、起業支援やICTを活かした行政事務の効率化を連携協約に基づいて行っていくほか、行政不服審査会の共同設置に向けた議論が行われている。

2 報告書の骨子について

- ・ 分量の都合上、都市内分権と広域連携を別々の報告書として発行する。

(1) 「都市内分権」報告書について

- ・ 「都市内分権」という用語の定義あるいは本研究会としての認識を示す必要があるのではないか。
- ・ 都市内分権におけるガバナンスのあり方（仮）では、支所等の総合出先機関に焦点を置き、総合出先機関と行政内の分権並びに地域内の分権との関係を論じる。
- ・ アンケート調査の結果紹介・分析では、地域機関の縮小又は拡充と地域住民の活動の動向を分析の視点として、地域機関の現状ならびに住民自治組織の現状を見ていく。
- ・ 行政機関から住民組織への権限移譲には、予算の執行権に関する決定権限を渡す場合と本来議会が持っている権限を渡す場合の2種類が観念できる。

(2) 「広域連携」報告書について

- ・ 「広域行政」と「広域連携」は、用語のニュアンスが若干異なるのではないか。前者は広域的な圏域を設定した上で行政を展開するものであるのに対し、後者は政策課題に応じて複数の独立した地域が協働する（地続きでない地域間も含む）ものである。また、高度成長期の広域市町村圏と現在進められている定住自立圏や連携中枢都市圏とでは、地域の自主性の有無といった点で違いが見られる。
- ・ 1対多という形での法定外協約の位置づけや運用に際しての議会あるいは住民の役割などの課題を検討する。
- ・ 広域連携におけるガバナンスのあり方では、広域連携が生まれる背景、構成自治体間のガバナンス、並びに構成自治体内のガバナンスを検討する。
- ・ 多様な広域連携の方策の検討では、①民主的統制と答責性、②受益と負担の関係、③意思決定のコストの調整、④総合行政ネットワーク性、などを論じる。
- ・ ヒアリング内で地方創生が度々言及されていることから、広域連携と地方創生の関連性についても触れる。

3 その他

- ・ 次回研究会では、報告書の執筆内容について検討を行う。

(文責：日本都市センター)